

# 平成30年度幼保連携型認定こども園（北沢又地区）

## 設置・運営法人募集要項

### 1 募集の趣旨

福島市では、認可保育施設の入所待機児童解消を図り、地域の多様な教育・保育ニーズに対応するため、市有地を活用した幼保連携型認定こども園を整備し、運営を行う法人（以下「事業者」という。）を募集します。

なお、事業者の選定にあたり、書類審査等による事前協議を行います。

### 2 事業者選定方針

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第17条第2項に定める基準及び福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例を満たし、福島市子ども・子育て支援事業計画（以下「市計画」という。）達成のために適正と認める者を事業者として選定します。

### 3 募集にあたっての注意事項

- (1) 本募集要項による整備事業に応募する事業者は、必ず、子ども・子育て支援新制度や関係する法令等の把握に努めてください。
- (2) 本募集要項による事業者の選定を受けた場合でも、認定こども園法、子ども・子育て支援法等の規定による認可等の申請手続きが別途必要となります。また、認可等の申請時点において、関係する法令等の基準を満たしている必要があります。
- (3) 施設整備補助金（福島県安心こども基金等）の対象事業とならなかった場合や本市の予算が成立しない場合には事業化されないため、このことにより事業者が損害を被ったとしても本市においては、一切その責任を負いませんので、補助事業に応募する事業者は、この点について、あらかじめ了承の上、申請してください。
- (4) 複数の応募があった場合等には、審査項目に基づき、申請内容を審議し、適正と認める事業者を選定します。なお、評価が一定の水準に満たない場合、選定されない場合があります。
- (5) 本募集要項の選定結果は、すべての審査終了後に、申請者へ文書により通知します。また、選定結果は、福島市ホームページにて公表します。
- (6) 審査後の応募内容の変更は、原則として認めません。ただし、教育・保育サービスの向上につながるものや施設の実施設設計に伴うもの、天災等やむを得ない場合は、市と協議の上、認める場合があります。
- (7) 提出された書類は返却いたしません。また、資料作成等に係る費用については、事業者負担となります。
- (8) 本募集要項に定めのない事項については、本市の指示に従うものとします。

#### 4 募集対象施設の概要

募集対象施設の概要は次のとおりです。

- (1) 施設の種別 幼保連携型認定こども園
- (2) 開園年月日 平成32年4月1日
- (3) 事業実施期間

ア 事業実施期間は開園後30年とし、その期間中は当該用地を事業者が直接認定こども園の運営に供さなければならない。

イ 事業実施期間経過後は、教育・保育需要や地域の状況等を考慮し、別途市と協議するものとする。

- (4) 定員設定

2・3号認定子どもは60名以上の設定を必須とし、下表を参考に認可定員を概ね80名規模とすること。ただし、これを基本とするが、他の定員設定の提案を妨げるものではない。

(参考)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号認定子ども	—	—	—	4	8	8	20
2号認定子ども	—	—	—	10	12	12	34
3号認定子ども	6	10	10	—	—	—	26
合計	6	10	10	14	20	20	80
学級数	—	—	—	1学級	1学級	1学級	

- (5) 事業実施地

本整備は、市有地の貸付により実施する。

①設置場所	福島市北沢又字下台前5番1、4番5、3番2、3番6、 3番1の一部、4番1の一部 ※福島市北沢又幼稚園北側市有地（資料1「位置図」参照）
②用地面積	約2,800㎡ ※約2,800㎡を基本とするが、事業者の提案内容により、 縮小又は約4,000㎡まで拡大することができる。 ※詳細は「5事業実施地に関する条件」参照 ※使用面積は、事業者選定後市と協議の上決定する。
③貸付方法	有償貸付（事業用定期借地権設定による土地賃貸借契約）
④貸付期間	30年間

- (6) 整備方法

ア 補助整備型	施設整備補助金を受け、幼保連携型認定こども園を整備する方法。（詳細は、資料2「施設整備事業の助成について」参照）
イ 自主整備型	事業者の自主整備により幼保連携型認定こども園を整備する方法。

- (7) 受入対象年齢
  - ア 乳児の受け入れについては、生後2か月からとすること。
  - イ 定員構成は0歳児≦1歳児≦2歳児≦3歳以上児となるよう設定すること。
- (8) 開園日及び教育・保育時間
  - ア 開園日は月曜日から土曜日とすること。(祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く)
  - イ 教育に係る標準的な1日当たりの時間は4時間とすること。
  - ウ 保育標準時間は1日につき11時間とすること。
  - エ 保育短時間は1日につき8時間とすること。
  - オ 1時間以上の延長保育事業の実施を原則とすること。
- (9) 一時預かり事業
  - ア 在園する1号認定子どもに対する一時預かり事業(幼稚園型)の実施を原則とすること。
  - イ 在園していない子どもに対する一時預かり事業(一般型)の実施を検討すること。

## 5 事業実施地に関する条件

- (1) 事業実施地について
  - ア 事業実施地は、市有地を有償貸付(事業用定期借地権設定による土地賃貸借契約)により提供する。事業者は、借受による事業計画を策定し、申請すること。
  - イ 事業実施地の面積は、事業者選定後に採用提案の内容を踏まえ、平成30年度中に事業者と市が協議の上、決定するものとする。
- (2) 提供方法の条件について
  - ①貸付額
    - 市が定める基準により算出した額  
(平成30年度参考額)年間 約1,000円/m<sup>2</sup>
  - ②貸付額改定
    - 貸付額の改定は、以下のとおりとする。
    - ア 市は3年ごとに改定できることとする。
    - イ アに関わらず、貸付額が土地価格の変動等により、又は近隣の土地の貸付額と比較し、著しく不相応となった場合等には、市は貸付額を改定することができることとする。
  - ③その他
    - ア 事業実施期間は、事業用定期借地権を設定する。
    - イ 契約期間後については、保育需要や地域の状況等を考慮し、別途市と協議するものとする。
    - ウ 土地に対する抵当権等の権利設定はできないものとする。

(3) 土地利用上の制限

- ア 事業実施地は、幼保連携型認定こども園用地として使用しなければならない。
- イ 市の承諾なく、事業実施地の他事業への転用又は第三者に転賃をしてはならない。
- ウ 上記ア、イに違反したときは、当該市有地を原状回復のうえ返還すること。  
なお、幼保連携型認定こども園用地として使用することができないやむを得ない事情が発生した場合は、市と協議をすることとする。

(4) 土地利用について

- ア 事業実施地は、事業用地の北側より必要面積を確保すること。
- イ 事業実施地出入口は事業者の費用負担で施工すること。敷地設定及び出入口の設定にあたっては、関係法令及び関係機関と十分に協議し、事業に着手すること。なお、資料1「位置図」中央の通路は「北沢又小学校敷地内通路」であることに留意すること。
- ウ 施設職員用駐車場については、敷地内に整備すること。保護者による送迎に関しても十分に確保されるよう留意すること。
- エ 周辺は小学校、住宅が隣接する地域であるため、通学中の子どもの安全及び隣接施設間での騒音対策に十分配慮すること。
- オ 事業用地は、現況有姿で引き渡すものとする。ただし、樹木の撤去費用は福島市が負担するものとする。
- カ 土地引き渡し後の管理責任の一切は法人が負い、維持管理に関する諸経費についても法人の負担とする。

## 6 応募資格

応募資格を有する事業者は、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 学校法人又は社会福祉法人であること。なお、新たに法人設立予定の場合は、必要な条件を整え、開園までに設立の見込みがあること。
- (2) 児童福祉事業に熱意を持ち、福島市の教育・保育行政を理解し、積極的に協力する姿勢を持っていること。
- (3) 教育・保育事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力等を有し、継続的に安定した事業運営ができること。
- (4) 認定こども園法第17条第2項各号に定める欠格事由に該当しないこと。
- (5) 経済的基礎を有すること。
  - ア 年間事業実施予定費の1/12を普通預金等で自己所有していること。
  - イ 財務内容及び資金計画が適正であること。
  - ウ 市税等を滞納していないこと。
- (6) 社会的信望を有すること（経営担当役員）
  - ア 暴力団との関係を有していないこと。
  - イ 保育事業において改善勧告を受けた場合は、改善が行われたと認められていること、かつ改善勧告を受けて5年を経過していること。

## 7 事業者の選定

事業者より提出された書類等に基づき、「福島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 保育所・認定こども園等部会」において、下記内容を審議し、適正と認める事業者を選定します。ただし、評価が一定の水準に満たない場合、選定されない場合があります。

なお、提出書類に虚偽の記載があった場合や「6応募資格」の要件を満たしていない場合は、事業者として選定されません。

(1) 事業者が「6応募資格」を満たし、幼保連携型認定こども園の事業者として適正であることを確認する。

(2) (1)のほか、次表の審査基準に基づき審査をする。

<審査基準表>

審査項目	配点
(1) 応募動機及び施設運営に係る基本的な考え	24点
①応募の動機 ②基本理念や運営についての考え方	
(2) 教育及び保育内容について	16点
①教育・保育課程及び指導計画 ②地域子ども・子育て支援事業についての考え方 ③特別な配慮を要する子ども等への対応 ④給食提供、食育、アレルギー対応等についての考え方	
(3) 保護者への対応、関係機関との連携及び地域との関わり	12点
①保護者との連携や支援についての取り組み ②関係機関との連携及び地域との交流・連携についての取り組み	
(4) 安全対策等について	8点
①事故防止対策、災害対策、不審者対策、感染症対応等の危機管理体制の考え方や取り組み	
(5) 職員体制について	24点
①職員の配置及び確保状況 ②職員の育成方針、研修計画等	
(6) 施設整備計画について	16点
①施設整備の概要 ②環境への配慮	

※100点満点

※審査基準については現時点の案であり、保育所・認定こども園等部会の審議結果により変更となる場合があります。

※事業者及びコンサルタント等の関係者から担当者等に対して、自らの応募書類・申請内容に係る優劣等の質問や申請内容に係る問合せ、応募状況に対する問合せは、公募の公平性を期すため、審査の事前・事後とも受け付けません。

8 事業スケジュール（予定）※施設整備事業の助成を活用する場合

	時期	選定について	土地について	施設整備について
平成 30 年度	5月30日 ～6月11日	質疑応答期間		
	6月12日 ～6月26日	書類受付期間		
	6月下旬	提出書類の 予備審査		
	7月上旬	設置・運営法人の審査 (保育所・認定こども 園等部会)		
	7月中旬 ～8月上旬	設置・運営法人の 決定		施設整備にかかる ヒアリング
	8月上旬 ～10月上旬		調査・測量等	
	10月下旬～		賃貸契約締結	
	2月上旬 ～4月上旬			実施設計
31 年度	4月上旬 ～6月上旬			協議書提出 県の設計審査
	6月中旬 ～8月中旬			補助金交付申請 交付決定
	8月中旬 ～9月上旬			施設整備工事入札
	9月上旬 ～2月上旬			施設整備工事、 各種検査
	2月上旬～			開園準備 認可、確認
32 年度	4月1日			幼保連携型認定こ ども園開園

## 9 質疑応答及び受付期間について

### (1) 質疑応答について

本募集要項に関する質疑は、質問票により受け付けます。電話及び窓口での質問、問合せは、原則として受け付けません。

受付期間	5月30日(水)から6月11日(月)午後5時15分まで
------	-----------------------------

- ①質問票(様式5)に質疑の内容を簡潔明瞭に記入し、電子メール又はFAXにより提出すること。
  - ②質問票を提出できる者は、「6応募資格」に該当する者に限る。
  - ③質問に対する回答は、取りまとめて福島市ホームページにて回答することとする。(質問者の氏名等は公表しない。)
- ※質問票に記載の内容が意見の表明と解されるもの、内容等が不明瞭なものなどについては回答しない場合がある。

### (2) 受付期間について

申請書類の受け付けは、次のとおり行います。

提出期間	6月12日(火)から6月26日(火)まで (土・日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
提出場所	福島市こども未来部こども育成課保育施設指導係 (福島市森合町10番1号 福島市保健福祉センター2階)

- ①提出期間経過後、市が追加書類及び資料の提出を求める場合は、市が指定する期間内に提出すること。
- ②提出方法は、窓口への提出もしくは郵送とする。
  - ア 窓口への提出の場合は、事前に連絡をすること。
  - イ 郵送での提出の場合は、期限内必着したもののみ受け付けすること。
  - ウ 提出書類の訂正・修正について、提出期間経過後は受け付けない。
- ③応募状況に対する問合せについては、一切受け付けない。

## 10 提出書類

- (1) 事前協議書及び必要書類（資料3「提出書類一覧」参照）
- (2) 提出部数は、2部（正本1部、副本1部）提出すること。
- (3) 以下に記す体裁を整えること。

ア 項目ごとに、インデックスを付ける。

イ ファイルに綴り、表紙及び背表紙に事前協議書名・事業者名を記載する。

（事前協議書名：平成30年度幼保連携型認定こども園設置認可事前協議書）

